

第 14 号

令和 5 年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和 5 年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 5 年 9 月 13 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（排水対策特別型及び農地集積促進型）に限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 2 年度以前採択地区分）に限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
3 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 3 年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
4 畑地帯総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
5 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
6 農道整備事業	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
7 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
8 湛水防除事業（法指定地域を除く。）	工事費の 100 分の 18 に相当する金額
9 湛水防除事業（平成 18 年度以降新規採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 100 分の 13 に相当する金額
10 湛水防除事業（平成 17 年度以前採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 100 分の 14.5 に相当する金額
11 防災ダム事業	工事費の 100 分の 6 に相当する金額
12 農地保全整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
13 ため池等整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当

1 4	ため池緊急整備事業（一般地域に限る。）	工事費の100分の16に相当する金額
1 5	ため池緊急整備事業（法指定地域に限る。）	工事費の100分の11に相当する金額
1 6	特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域を除く。）	工事費の100分の10に相当する金額
1 7	特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域に限る。）	工事費の100分の5に相当する金額

（提案理由）

令和5年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。